

令和 2 年 9 月
浜田市議会定例会議議案
(議会追加提出分)

令和 2 年 9 月 8 日

発議第 4 号

浜田市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

浜田市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり、
浜田市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出する。

令和 2 年 9 月 8 日 提出

提出者 議員定数等議会改革推進特別委員会
委員長 牛 尾 昭

浜田市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

浜田市議会の議員の定数を定める条例（平成 20 年浜田市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

本則中「24 人」を「22 人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の浜田市議会の議員の定数を定める条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。